

令和4年横審第19号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官桐井晋司出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年2月13日07時13分

神奈川県長井漁港南西方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 遊漁船A

モーターボートB

総トン数	17トン	1.8トン
全長	21.05メートル	
登録長		5.78メートル
機関の種類	ディーゼル機関	電気点火機関
出力	569キロワット	66キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を、その後方に客室を有し、操舵室中央に操舵輪、その左舷後方に椅子が設置され、前面には左舷側にソナー、魚群探知機、漁業無線機を、中央には機関監視盤を、右舷側にはGPSプロッター及びレーダーをそれぞれ備えた最大とう載人員41人のFRP製遊漁船で、a受審人が単独で乗り組み、釣り客9人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.7メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和4年2月13日06時30分神奈川県茅ヶ崎漁港を発し、同県城ヶ島南方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、城ヶ島付近の釣果が悪いとの情報を受けたので、釣り場を長井漁港南西方沖合に変更し、07時02分少し前亀城礁灯標から278度（真方位、以下同じ。）4.3海里の地点で針路を114度に定め、15.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）とし、立った姿勢で手動操舵によって進行した。

a受審人は、定針したとき、船首方を一見して船舶を認めなかったことから、航行に支障となる他船はいないと考え、07時11分少し前亀城礁灯標から261度2.2海里の地点に至ったとき、ほぼ正船首1,000メートルのところにBを視認することができ、同船が移動しないことから漂泊していることが分かり、その後Bに衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、魚群探知機を操作して魚群を探索することに気を取られ、見張りを十分に行わなかったため、こ

のことに気付かなかった。

a 受審人は、Bを避けることなく魚群を探索しながら続航中、07時13分僅か前、船首至近に同船を認めて左舵をとったものの、効なく、07時13分亀城礁灯標から252度1.8海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その右舷船首部がBの右舷船首部に前方から1度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力2の北北東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体ほぼ中央に操舵区画を設け、中央やや右舷側に操舵輪を備え、有効な音響信号を行うことができる手段として笛を装備したFRP製モーターボートで、b受審人が単独で乗り組み、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.9メートルの喫水をもって、同日06時20分神奈川県佐島漁港を発し、同漁港西方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、前示釣り場に到着して魚群の探索を行った後、長井漁港南西方沖合に移動し、07時00分衝突地点付近で、船首を西北西に向け、機関を中立運転として漂泊を開始した。

b受審人は、右舷甲板上側で右舷方に向けて釣りを始め、07時11分少し前衝突地点で船首が293度を向いていたとき、ほぼ正船首1,000メートルのところにAを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、自船は漂泊しているので、近づいてくる船が避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

b受審人は、Aに対して避航を促す音響信号を行わず、更に接近しても衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、07時13分僅か前ほぼ正船首至近に同船を認めたものの、どうすることもでき

ず、Bは、船首が293度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船首部外板に擦過傷を、Bは、船首部ハンドレールに曲損及び操舵区画に破損等をそれぞれ生じ、b受審人が左肩等打撲傷を負った。

(航法の適用)

本件は、長井漁港南西方沖合において、航行中のAと漂流中のBとが衝突したもので、衝突地点付近には特別法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂流中の船舶との関係についての航法規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務により律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、長井漁港南西方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂流中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、長井漁港南西方沖合において、釣り場に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、魚群探知機を操作して魚群を探索することに気を取られ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂流中のBに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b受審人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、長井漁港南西方沖合において、釣りをを行う目的で漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、自船は漂泊しているので、近づいてくる船が避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年1月11日

横浜地方海難審判所

審判官 大 北 直 明